

243-1132-5

令和6年3月29日

各市町村高齢者福祉担当課長 殿

宮崎県福祉保健部長寿介護課長

( 公 印 省 略 )

### 5類移行後の高齢者施設・事業所における対応について

(令和6年4月1日以降の取扱い) (第5報)

本県高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する令和6年4月1日以降の取扱いについて、県所管施設・事業所に対し別添のとおり通知しました。

つきましては、貴市町村所管の施設・事業所に対しても、同様の取組・周知をお願いします。

なお、「5類移行後の高齢者施設・事業所における対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）」（令和5年5月2日付け243-1132宮崎県福祉保健部長寿介護課長通知）の「2(2)市町村所管施設・事業所における新型コロナウイルス感染症の発生状況について」により依頼しておりました貴市町村所管施設・事業所における発生報告については、令和6年3月31日までの発生分をもって終了します。

令和6年3月31日までの発生分については、従前通りの報告方法（県電子申請システム）により、令和6年4月2日までに御報告をお願いします。

#### 【問合せ先】

担 当：長寿介護課施設介護担当 児玉

電 話：0985-26-7058

メール：[shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp)